

2020年5月12日

厚生労働省 老健局 局長
大島 一博 様

一般社団法人 日本在宅介護協会
会長 市川 明壽
(公印省略)

新型コロナウイルスへの感染拡大に伴う在宅介護事業に関する要望について

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に関し、厚生労働省の皆様におかれましては介護業界に対しての多大なるご理解とご指導を頂いておりますことを心より感謝申し上げます。

高齢者在宅介護事業（以下、在宅介護事業）については、厚生労働省から示された事務連絡等を踏まえ、これまで新型コロナウイルスへの感染防止に全力を尽くしてきています。

通所介護事業、短期入所事業においては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）」で、対象となるサービスとして【通所・短期入所等に限る】とされ、利用停止の措置や臨時休業の対象となっています。当協会で実施した調査では、一部自主休業や利用控えが見られ、通所介護事業では、前年対比利用率がおおよそマイナス20%、短期入所事業ではおおよそマイナス10%となっており、収入面についてはそれ以上の影響が出ています。都道府県によっては、通所及び短期入所サービスの利用を自粛するよう通達を示している自治体があり、利用控えに拍車がかかり収入減少が拡大しています。

また、衛生用品の価格上昇により感染予防に関する費用が増大し、在宅介護事業者の経営を圧迫しており、継続は非常に厳しい状況です。

この状況が長期間に及ぶことで「介護崩壊」と呼ばれるような事態が生じかねず、また、多数の感染者の発生により地域医療に多大なる影響を与えかねません。

しかし、それであっても高齢者やその家族の日々の生活を維持するため、在宅介護事業所とその職員は新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合はもちろんのこと、感染リスクを日々抱えながら、重症化リスクの高い高齢者への感染予防に細心の注意を払いつつ、サービスの提供にあたっています。

このような厳しい状況である在宅介護事業について、下記のとおり要望させて頂きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 職員へのPCR検査の優先実施

在宅介護事業は、自宅へ訪問しケアを提供する訪問系と通いでケアを提供する通所系が主であるが、訪問系サービスにおいては、職員が1日に複数の利用者宅へ出向きケアを提供するため、通所系においては、利用者・職員共に同一のスペースでケアが提供されるため、それぞれ利用者、職員共に感染リスクが高い。

利用者が重症化率の高い高齢者であること等の理由から、感染の蔓延防止の観点より、濃厚接触者や感染の疑いのある利用者及び職員へのPCR検査を優先的に実施していただきたい。

2. 感染予防等備品の優先的な提供および費用の補助等

感染症対策に必要な備品については、これまで厚生労働省においていろいろと御対応いただいているところであるが、引き続き在宅介護事業者においても優先的な提供に対応いただくようお願いしたい。

自治体によっては備品の優先的な対応にバラつきがあり、全事業者が備品の提供を受けられていない地域もある。

各都道府県や市区町村へ提供期間を延長頂くなどの在宅介護事業者への配慮について再度ご通知頂きたい。

感染予防については、運営基準上も必要とされるものであるが、すでに感染予防備品の確保が困難であるとともに、価格が平常と比較し数倍になっている。介護報酬内で実施できる範囲を超えており、購入に伴う費用の補助を検討いただきたい。

また、動画配信されている「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」において、動画中では、布製のエプロンの場合は「一訪問毎に交換しましょう」とされている。感染症対策としては効果的ではあるが、各事業者の備品在庫での運用は厳しい。動画中の表現の見直しをお願いしたい。

3. 職員への危険手当等の支援

緊急事態宣言が発令される中、高齢者へのケアにおいては、「密接」を伴う業務が欠かせず、常に感染リスクに晒されながらサービスの提供にあたっている。また、利用者やその家族の感染に関する情報が十分に共有されない状況もあり職員は常に大きな感染リスクを抱えながら業務に従事している。

このような感染リスクを抱えながらも業務継続を行う職員に対する手当として、また人材不足である介護業界からの離職防止を図る観点からも危険手当等の支援を是非ともお願いしたい。

また、雇用調整助成金についても、昨年度から開始した事業者や事業規模を拡大し

た事業者は対象となりづらく職員の休業を確保できない状況も見られる。また、休業する際は、補償をすべて事業者が行うこととなり負担が大きい。事業者が活用しやすい要件への緩和を要望する。

4. 基準等の更なる一時的な緩和措置

在宅介護事業においては、人員基準等をはじめ緩和措置を講じて頂いているところであるが、各自治体において見解に違いがでてきている。

通所介護事業の代替サービス（訪問）等においても、実施が促進できている地域もあるが、多くの地域ではうまく実施できず苦慮している。

再度、各自治体が緩和措置を推進できるようご対応頂けるようお願いしたい。

また、家族の就労状況等経済的な観点から、利用者の負担金の減免措置などについてもご検討頂きたい。

5. 支援策申請等の簡素化等

様々な支援策をご提示いただいているところであるが、在宅介護事業において、実際にサービスを提供する事業者は必要最小限の人員で業務を行っており、それぞれの支援策の申請等について迅速に対応できていない。

事業を継続する上で支援策が円滑に行きわたるよう、事業規模や体制等に応じて、国に対しての一括申請や申請様式の統一などの柔軟な対応を希望する。

以上